

提言書素案に関する意見一覧

意見提出日時・氏名	該当箇所		内 容	修正案
	頁数	項目		
1月31日・藤本会長	9頁15行目	前文(本文)	「生活文化」という言葉は適切か。「生活文化」に対し、「芸術文化」という言葉もある。	「生活文化」から「文化」に修正 ※ 詳細は別紙1参照
2月6日(第15回考える会議)・佐々木委員	9頁	前文(本文)	「宇都宮市民憲章」との整合性をどのように考えるか。「宇都宮市民憲章」のこの文章は提言書素案のここ、この文章は提言書素案のここ、等と比較できないか。	「宇都宮市民憲章」と「自治基本条例」は目的も性格も異なることから、一概に比較はできない。ただし、市民憲章の各文章の趣旨が提言書素案のどの部分に相当するか、または関連するかは、明らかにしておくこととする。 ※ 詳細は別紙2参照
2月6日・郡司委員	10頁10行目	前文【補足説明等】	「みんなが安心して幸せに暮らせるまち」とあるが、「みんなが安全・安心して幸せに暮らせるまち」とするのが良いのではないか。	「みんなが安全に、安心して幸せに暮らせるまち」に修正
〃	10頁16行目	前文【補足説明等】	「自治を担う者(主体)には～」の段落が長すぎる。いくつかの文章に区切ったら良いのではないか。	以下のとおり修正 「自治を担う者(主体)には、市役所のほか、市民や、自治会等の地域活動団体、NPO・ボランティア、企業などがあります。多様化した市民ニーズに応えるためには、その全てが役割分担し、人や物を大切に作る精神(『もったいない』という心)を持って、人的資源、物的資源、制度的資源、知的資源等の各種の社会資源を利活用しつつ、協力しながら公共的活動を行っていく(この条例では『協働』という言葉を使っています。)必要があります。」
〃	12頁	協働の定義(本文)	「役割と責任を担い合い、」のところで文章を切り、2文にするのが良いのではないか。	以下のとおり修正 「市民がさらに幸せに暮らせるようにしていくという共通の目標を実現するため、各主体が、互いに対等の立場に立って、情報を共有し、相互に信頼し、理解及び尊重し合いつつ、役割と責任を担い合い、お互いの特性や能力を発揮し合いながら連携及び協力して、効果的に自治に取り組むことをいうこと。」
2月6日(第15回考える会議)・片岡委員	18頁	市民の権利(本文)	自分達が納める税金を、効果的な形で市民のために使ってもらえるようなものを市民が提案し、検証できることが必要ではないか。それに関連して、予算に関することも含めて、市政運営に対し、「意見を提案できる」という文言が必要ではないか。	以下の理由により、修正しない。 ・ 「市民の権利」の中で、市民は、「公共的活動に参画する権利を有する」ことが定められている。 ・ 「協働の推進」の中で、執行機関が市民の多様な参画の機会を整備することが定められている。解説では、「宮だより」(市長への直接提案制度)に触れている。 ・ 「意見提案ができる」という文言を導入するのであれば、現行制度で不足しているところを明らかにした上で、それを補うための普遍的な制度を構築するべく、十分な検討が必要
2月6日・佐藤六夫委員	22頁 23頁 24頁	議員の責務(本文) 執行機関の役割と責務(本文) 市長の責務(本文) 職員の責務(本文)	議員の責務、執行機関の役割と責務、市長の責務、職員の責務の中に、「公正かつ誠実に」とあるが、「公正、公平かつ誠実に」と書いた方が良いのではないか。	不平等・違法に相對する趣旨をさらに明確にするために、いずれの部分も「公正、公平かつ誠実に」に修正

意見提出日時・氏名	該当箇所		内 容	修正案
	頁数	項目		
2月6日・郡司委員	25頁	自助, 共助, 公助 (本文)	「市民は, 自らできることは自ら」とあるが, 「市民は, 自らできることは自ら <u>で</u> 」が良いのではないか。	修正しない。一般的には, 「市民は, 自らできることは自ら (行う)」というように, 「で」を入れない。
〃	26頁	地域主体のまちづくり【附帯意見等】	「大小様々な小・中学校区, 児童・生徒数が増加・減少している小・中学校区があり, 」とあるが, 「大小様々な小・中学校区がある中で, 児童・生徒数が増加・減少している小・中学校区があり, 」とするのが良いのではないか。	「大小様々な小・中学校区がある中で, 児童・生徒数が増加・減少している小・中学校区があり, 学区自体が流動的であって, 」に修正
2月6日(第15回考える会議)・西岡委員	28頁	住民投票【補足説明等】	市長が住民投票を実施することができるかとあるが, 住民が住民投票を求める, または議員が住民投票を求めることができるという文言があっても良いのではないかと。	以下の理由により, 本文は修正せず, 【補足説明等】をさらに充実する。 <ul style="list-style-type: none"> 現在の規定は, 市長が住民投票の事務執行者であることを明確化したものである。 現在, 地方自治法の規定に基づき, 住民も議会も住民投票を求めることができることから, 条例の中には重複して規定しない。 ※ 詳細は別紙3参照
2月16日シンポジウム・アンケート意見	(該当部分なし)	首長の多選禁止	自治体の予算, 人事, 公共工事の発注等, 強力な権限の保有者が, 多選されることをどのように考えるか。	総務省の「首長の多選問題に関する調査研究会」においても議論されており, 憲法により保障されている参政権や, 職業選択の自由等との関係, 多選制限のための法形式には制限があること等から, 現時点では, 自治基本条例に定めることは難しいと思われる。 ※ 詳細は別紙4参照
2月6日・郡司委員	30頁	執行機関の組織 (本文)	「執行機関は, その組織を, 効率的かつ機動的なものとし, 「市民が必要とする行政サービスに的確に対応できるよう」とあるが, 「機動的な」を受けて, 「行政サービスに迅速かつ的確に対応できるよう」とするのが良いのではないかと。	「執行機関は, その組織を, 市民に分かりやすく, 効率的かつ機動的なものとし, 社会情勢の変化及び市民が必要とする行政サービスに対し, 的確に対応できるよう組織を編成すること。」と改める。 上記の「的確に対応」の中には, 「迅速に対応」することも含まれると考えられる。